

# 電子証明書の有効期間は

## 大丈夫ですか？



イタックス  
e-Tax (国税電子申告・納税システム)

などで利用する電子証明書の有効期間は、発行日から3年間です。有効期間切れなどで、失効していませんか。

### 電子証明書が失効する場合

- ・電子証明書の発行日から、3年を過ぎている
- ・有効期間中に氏名や住所に変更があった

※失効した場合、電子申請や届け出に使用できなくなりますので、更新手続きが必要です。

### 電子証明書の更新

申請日時／月～金曜日 8時30分～17時  
(日曜開庁時は受け付けのみ。発行は後日)

※本人申請の場合のみ、即日発行が可能です。

申請場所／市役所2階市民課  
持ち物／住民基本台帳カード、本人確認書類(運転免許証など官公署の発行した顔写真つきのもの。氏名・住所が現在と異なるものは不可)

※住民基本台帳カードが顔写真つきの場合、本人確認書類は不要です。  
手数料／500円



住民基本台帳カード取得時に電子証明書の発行を申請すれば、カードの中に電子証明書が記録されます。

### 注意

カードに記載されている年月日は、住民基本台帳カードの有効期限です。電子証明書の有効期限ではありませんので、ご注意ください。

### 電子証明書の有効期間の確認方法

自宅のパソコンでICカードリーダーライター(ICカードに記録された情報を読むための機器)に住民基本台帳カードを挿入または接触させると、有効期間が表示されます。

更新後の有効期間は、更新の日から3年間です。現在の電子証明書が失効した後でも、新しい電子証明書を発行できます。



※確定申告の時期(3月15日まで)は窓口が混雑しますので、時間に余裕を持って来庁してください。

問い合わせ 市民課 ☎55-2747 ☎53-3064

# セカンドライフの顔

第8回

問い合わせ

市民協働課 ☎55-2701

「セカンドライフ」は主に、定年退職後や子育て後など第2の人生を指します。このコーナーでは、セカンドライフを楽しんでいる還暦世代の人を紹介いたします。

今回紹介するのは、宮野征男さん(厚原)。退職後は、趣味のコーラスを通じて、これまでできなかった地域社会とのつながりを深めています。

### 歌を通じて元気を伝えたい

私は、もともと歌うことが好きだったので、退職後にコーラスグループに入りました。現在4つのコーラスグループで、最も低い声部である「バス」を担当し、練習を重ねて、高齢者施設や小学校の音楽の授業に出向いて歌っています。また昨年は、東日本大震災の被災地である岩手県陸前高田市に行き、「少しでも元気になってもらえれば」という気持ちでコーラスグループのみんなと歌ってきました。

私の一番の楽しみは、高齢者と一緒に歌うことです。懐かしい歌を一緒に歌うことができるのと、とてもうれしいですね。これからも歌を通じて、たくさんの人に元気をもらったりあげたりしながら、地域社会の役に立ちたいと思っています。



所属しているコーラスグループの一つ「アミーコ・フェリーチェ」で歌う宮野さん [右]

セカンドライフについて詳しくはセカンドライフ相談室へ  
事務局／一般社団法人まちの遊民社 ☎(51) 11112